

仕 様 書 (企画提案用)

1. 業務件名

関東運輸局管内の交通事業者等における新型コロナウイルスの影響調査

2. 業務目的

新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛等により公共交通の運送収入は大幅に減少し、また、今後においても、コロナとの共生のためにテレワークなどの新たな生活様式が浸透していく中で、公共交通の輸送人員がコロナ禍以前の水準に回復するには時間を要することが見込まれる一方で、交通事業者においては感染防止対策に係る追加コストが発生している。

このように交通事業者の経営状況は大変厳しい状況にあり、減便、減車、従業員の解雇等事業規模の縮小のみならず、事業の継続が困難となった交通事業者もいるが、公共交通は日常生活に不可欠なものであり、必要な機能を維持することが求められている。

そのため、交通事業者が事業を維持・継続していくためには、例えば政府が実施している GoTo トラベル事業を好機として観光に踏み込んで新しい顧客を確保するなど収入を増加させる取組や、IoT の活用や様々な工夫による効率化など費用を低減させる取組を実施することで、経営状況の安定化を図ることが必要である。

そこで、コロナ禍において交通事業者が実施しているこれらの取組をとりまとめ、地方自治体による交通事業者への支援についてのアンケート調査結果及び一般市民の公共交通利用に関する意識についての調査結果とあわせて周知・展開し、交通事業者による事業の維持・継続に向けた取組の検討を支援することを目的とする。

3. 業務内容

(1) 交通事業者に対する新型コロナウイルスの影響についてのアンケート調査

以下①輸送モードの事業者のうち、関東運輸局管内で旅客の運送を行っている事業者を対象に、②調査項目についてアンケート調査を実施する。

①輸送モード

ア 鉄道

- ・鉄道事業者

イ バス（関東運輸局管内に営業所を有する事業者に限る）

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者（地域公共交通会議において合意された協議運賃を用いて自治体からの委託路線のみを運行する事業者は除く）
- ・一般貸切旅客自動車運送事業者

ウ タクシー

- ・一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉限定事業者を除く）

エ 旅客船

- ・一般旅客定期航路事業者

②調査項目

ア 輸送実績等

- ・2019年1月から2020年9月における各月の
 - ✓ 輸送人員
 - ✓ 運送収入
- ・輸送人員の短中期の予測

イ 感染防止対策

- ・車（船）内における乗務員及び旅客への新型コロナウイルス感染防止対策として実施している取組

ウ 経営の維持・確保に向けた取組

- ・利用促進の取組（運賃割引等いわゆる通常の利用促進策、感染症防止対策が十分になされていることのPR等）
- ・事業コスト削減の取組（休止、減便、減車、従業員の解雇、lot を活用した業務効率化等）
- ・新たな需要の取り込み、新規事業の開拓（ウィズコロナの観光に踏み込んで新たな顧客を確保、企業等への従業員輸送の提案、スクールバス増便の提案、空車タクシーを活用した宅配、交通以外を含めた新業態への転換等）
- ・国や地方自治体の支援策の活用（持続化給付金、雇用調整助成金等）
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用等に係る自治体への要望の状況

エ その他【企画提案事項によるもの】

(2) 経営の維持・確保に向けた取組事例の調査

上記(1) アンケート調査において回答のあった(1)②ウ 経営の維持・確保に向けた取組について、優良な事例として10程度の取組を抽出し、ヒアリング等を行って取組内容（取組を実施するにあたり生じた課題、課題の解決方策、工夫した点など取組実現に至る経緯も含む。）を詳細に調査する。

(3) 都県及び市区町村に対する新型コロナウイルスに関する交通事業者への支援についてのアンケート調査

関東運輸局管内の都県及び市区町村を対象に以下の項目についてアンケート調査を実施し、新型コロナウイルスに関する交通事業者への支援の取組状況を確認する。

ア 交通事業者への支援策

- ・支援の目的、概要
- ・支援対象事業者及び支援対象経費等
- ・予算総額等

イ その他【企画提案事項によるもの】

(4) 一般市民への公共交通利用に関する意識についてのアンケート調査

関東運輸局管内に在住する一般市民を対象に、以下の分類、調査項目等によりインターネットによるアンケート調査（Web 調査）を実施し、新型コロナウイルスによる一般市民への公共交通利用に関する意識への影響を確認する。

①調査対象者の分類

- ア 居住地域
- イ 性別
- ウ 職業
- エ 年齢層

②調査項目

- ア 令和2年4月7日の新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が行われる前、発令中、解除後における公共交通利用、自家用車利用、自転車利用、徒歩頻

度の変化

イ 新しい生活様式や働き方改革による日常生活の変化（通勤回避の取組状況や私事移動回数の変化等）

ウ 公共交通機関利用時における感染防止対策

エ その他【企画提案によるもの】

③サンプル数

総サンプル数は 2,000 程度とし、上記の分類において網羅的に取得すること。

(5) 業務の打合せ

業務の打合せは、適宜開催とする。

(6) 報告書作成

上記(1)から(4)の内容をとりまとめ、報告書を作成する。

4. 企画提案事項等

企画提案にあたっては、上記3.(1)～(6)に掲げる業務の内容を踏まえ、実施方法・手段・留意点等を明示すること。また、その際に以下の事項については必ず提案等すること。

- 3.(1)及び3.(3)のアンケート調査における調査票の送付方法について、交通事業者にあっては郵送で、市区町村にあってはメールでの送付を想定しているが、調査票の回収率を向上させるための工夫等について提案すること。
- 3.(1)②エ、3.(3)イ、3.(4)②エの「その他」の調査項目について、調査対象者にとって負担とならないよう留意しつつ、業務目的を達成するために企画提案者が必要と考える調査項目について、当該調査項目により得られる情報の意義等を述べ提案すること。
- 3.(2)の経営の維持・確保に向けた取組事例の調査について、企画提案者において調査対象としてふさわしいと考える関東運輸局管内における交通事業者の取組※を3件程度提案すること。
※提案する取組は各事業（鉄道事業、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、一般旅客定期航路事業）1つまでとする。

5. 履行期間

- 契約の日～令和3年3月31日（水）

6. 成果物

(1) 報告書：15部

電子データ CD-ROM：1枚（ファイル形式ごと）

- ◆電子データは、Microsoft Word2013,Microsoft Excel2013,Microsoft Power Point2013により編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF形式の両方で保存するものとする。

(2) 提出期限

令和3年3月31日（水）

(3) 提出先

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎17階
関東運輸局交通政策部交通企画課

7. 監督職員

関東運輸局交通政策部交通企画課課長補佐

8. その他

本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、その都度、関東運輸局交通政策部交通企画課（以下「担当課」という。）と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、担当課は業務期間中いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。

また、この業務の内容及び業務遂行上知り得た秘密事項について、担当課の承認を得ないで他に漏らし、又は、その他の目的に利用してはならない。